
特別な支援が必要な児童生徒への合理的配慮の提供に関する
学校のチーム力を高めるための研究・研修の内容と方法について

平成 29 年度～平成 30 年度上越教育大学
学内プロジェクト研究成果報告書

平成 31 年 3 月

研究代表者 笠原芳隆
(上越教育大学大学院学校教育研究科)

研究課題 「特別な支援が必要な児童生徒への合理的配慮の提供に関する
学校のチーム力を高めるための研究・研修の内容と方法について」

研究期間 平成 29 年度～平成 30 年度

研究代表者 臨床・健康教育学系 教授 笠原 芳隆

研究組織 笠原 芳隆 (臨床・健康教育学系・教授)
研究代表者 全体統括 研究計画及び実施・分析
土田 了輔 (芸術・体育教育学系 (体育科教育)・教授)
研究分担者 研究計画及び実施・分析
桐生 徹 (学校教育学系 (教育臨床・教育経営)・教授)
研究分担者 研究計画及び実施・分析
吉澤 千夏 (自然・生活教育学系 (児童学)・准教授)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
安立 知洋 (学校教育専攻特別支援教育コース・大学院生)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
中釜 美咲 (学校教育専攻特別支援教育コース・大学院生)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
安田 浩士 (学校教育専攻特別支援教育コース・大学院生)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
佐々木 壮太 (学校教育専攻特別支援教育コース・大学院生)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
佐藤 みどり (学校教育専攻特別支援教育コース・大学院生)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
鬼倉 弘幸 (学校教育専攻グローバル・ICT 学習研究コース・大学院生)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
小池 和子 (糸魚川市立ひすいの里総合学校・教諭)
研究協力者 研究計画及び実施・分析
藤川 雅人 (青森県教育庁学校教育課・指導主事)
研究協力者 研究計画及び実施・分析

問題の所在と研究目的

現在学校現場では、インクルーシブ教育システムの構築が進められている。障害者の権利に関する条約第 24 条によると、インクルーシブ教育システムとは「人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のことであり、障害のある者が「教育制度一般から排除されないこと」や「自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること」、「個人に必要な『合理的配慮』が提供されること」等が必要とされている。学校における「合理的配慮」とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」(国立特別支援教育総合研究所, 2014) と示されている。

中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)は、学校における合理的配慮の観点として、①教育内容・方法(学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮等)、②支援体制(専門性のある指導体制の整備等)、③施設・設備(校内環境のバリアフリー化等)を挙げているが、これら3つの観点は密接に関連しており、教育内容・方法や施設・設備における合理的配慮を提供していくには、学校挙げての一貫した専門性のある支援体制(学校全体で当該児童生徒を支援していく力=チーム力)が重要であるといえる。教員組織の特徴として個業性がある(安藤, 2001)という指摘もある中、インクルーシブな教育を推進するための学校のチーム力を高める方策を、研究・研修の視点から検討する必要がある。

そこで本研究では、小・中学校等において、障害のある児童生徒を含む特別な支援が必要な児童生徒への各教科の授業等における合理的配慮の提供に関する「学校のチーム力」を高めるためには、学校としてどのような研究・研修を行えばよいか、また、研究・研修に本学のような大学や教育委員会、特別支援学校等の専門機関がどのように学校と連携していけばよいかについて検討する。

「特別支援教育」、「教科教育」、「教育実践・学校運営」をそれぞれ専門とする本学修士課程及び専門職学位課程の教員が協働して本研究を実施することで、インクルーシブな教育を推進し、合理的配慮を提供する「学校のチーム力」育成のあり方と、各教科等における「合理的配慮」提供に関する専門性向上に資する、本学をはじめとする「専門機関の役割」について示唆が得られるものと考えられる。

本研究では、小・中学校等において、障害のある児童生徒を含む特別な支援が必要な児童生徒への各教科の授業等における合理的配慮の提供に関する「学校のチーム力」を高めるためには、学校がどのような研究・研修を行えばよいか、また各校の研究・研修推進において、本学をはじめとする大学や教育委員会、特別支援学校等の専門機関がどのように学校と連携していけばよいかについて検討することを目的に、以下の点を明らかにする。

1. 特別支援学校の各教科の授業等における、

- ◇ 在籍児童生徒への合理的配慮提供の現状（学校支援体制を含む）と課題
- ◇ 関連する研究・研修の内容と方法（大学等専門機関との連携を含む）及び研修ニーズ

<方法：郵送による質問紙調査>

2. 小・中学校の各教科の授業等における、

- ◇ 特別な支援が必要な児童生徒への合理的配慮提供の現状（学校支援体制を含む）と課題
- ◇ 関連する研究・研修の内容と方法（大学や教育委員会、特別支援学校等専門機関との連携を含む）及び研修ニーズ

<方法：郵送による質問紙調査>

研究成果

1. 特別支援学校の各教科の授業等における合理的配慮の現状と課題

1) 問題と目的

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）は、学校における合理的配慮の観点として、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備を挙げている。実際に合理的配慮を提供していくには、学校挙げての一貫した専門性のある支援体制（学校全体で当該児童生徒を支援していく力＝チーム力が重要であるといえる。教員組織の特徴として個業性がある（安藤，2001）という指摘がある中、インクルーシブな教育を推進するための学校のチーム力を高める方策を、研究・研修の視点から検討する必要がある。そこで本研究では、小・中学校等において、障害のある児童生徒を含む特別な支援が必要な児童生徒への各教科の授業等における合理的配慮の提供に関する「学校のチーム力」を高めるためには、学校としてどのような研究・研修を行えばよいか、また、研究・研修に大学や教育委員会、特別支援学校等がどのように学校と連携していけばよいかについて検討することとした。

本稿ではそのヒントを得るために、まず特別支援学校の、合理的配慮の現状と課題、関連する研究・研修の内容と方法と研修ニーズについて調査した結果を報告した。

2) 方法

A 県内の特別支援学校のうち、研究協力可能と返信のあった 20 校の、研究主任または合理的配慮に関する研究・研修推進担当者を対象に、新潟県特別支援学校教頭会（2014）等を参考に作成した以下の内容で、郵送による質問紙調査を実施した。調査期間は 2018 年 2 月下旬～3 月上旬であった。なお、本調査実施にあたり、本学倫理審査委員会の承認を得た（承認番号 2017-92）。

[主な調査内容]

- (1) 各教科の授業等における、在籍児童生徒への合理的配慮提供の現状（学校支援体制を含む）と課題
- (2) 合理的配慮実施に関連する研究・研修の内容と方法（大学等専門機関との連携を含む）及び研修ニーズ

3) 結果と考察

本調査用紙を送付した特別支援学校のうち 19 校から回答が得られた。回収率は 95.0%であった。

(1) 学校の実態

① 在籍児童生徒の主な障害種

回答のあった学校に在籍している児童生徒の障害種(複数回答)について、結果を表1-1に示した。最も多かったのは知的障害(17校)であり、重複障害(15校)、発達障害(10校)と続いた。

表1-1 対象校在籍児童生徒の主な障害種

(複数回答 n=19)

障 害 種	回答数
知的障害	17
重複障害	15
発達障害	10
肢体不自由	7
病弱	6
視覚障害	4
聴覚障害	4

② 設定している教育課程の類型

各学校で設定している教育課程(複数回答)について、結果を表1-2に示した。知的障害学校(代替)の課程が16校と最も多く、自立活動主の課程が12校と続いた。準ずる課程は8校、下学年適用の課程は4校であった。

表1-2 設定している教育課程の類型

(複数回答 n=19)

類 型	回答数
知的障害の課程	16
自立活動が主の課程	12
準ずる課程	8
準ずる+下学年適用の課程	4

③ 合理的配慮を検討する分掌の有無

児童生徒の合理的配慮を検討する分掌の有無について、結果を表1-3-1に示した。「分掌がある」と回答した学校は10校で半数を超えた。

表1-3-1 合理的配慮を検討する分掌

分掌の有無	回答数
分掌がある	10
分掌がない	9
合 計	19

検討の方法については、具体的には研究推進委員会や支援部、教務部、自立活動部等が中心となり、学部ごと（8校）に、または学校全体（5校）で検討している状況がみられた(表 1-3-2)。

表1-3-2 合理的配慮検討の方法

(複数回答 n=9)

方 法	回答数
学校全体で検討	5
各学部で検討	8
各障害グループで検討	3
各教育課程グループで検討	2

(2) 各教科等の授業等における、在籍児童生徒への合理的配慮提供の現状と課題

① 個別の各種計画における合理的配慮に関する記述欄の有無

個別の各種計画に個別の合理的配慮を記述する欄があるか否か(複数回答)について、結果を表 2-1 に示した。

表2-1 個別の計画における合理的配慮の記述欄

記述欄の有無	回答数
記述欄がある	13
記述欄がない	6
合 計	19

いずれかに「記述欄あり」とした学校が 14 校で、うち「個別の指導計画に記述欄あり」が 13 校、「個別の教育支援計画に記述欄あり」が 10 校(「両方の計画に記述あり」が 10 校)であった(表 2-1-1)。また、計画の中の記述欄の箇所(複数回答)については、「各教科の欄」が 12 と最も多く、次いで「自立活動の欄」が 11 と続いた(表 2-1-2)。

表2-1-1 記述欄のある計画の種別

(複数回答, n=13)

計画の種別	回答数
個別の指導計画	13
個別の教育支援計画	10

表2-1-2 計画の中の記述欄の箇所

(複数回答, n=13)

記述欄の箇所	回答数
各教科の欄	12
自立活動の欄	11
合理的配慮の欄	2
その他	4

② 合理的配慮の原案作成の方法

合理的配慮の原案作成の方法について、結果を表 2-2 に示した。合理的配慮設定を担当や担当者が単独で行うとした学校は 3 校と少なく、他の 15 校は対象児にかかわる複数担当者(チーム)で設定していることが分かった。

表2-2 合理的配慮の原案作成方法

作成方法	回答数
教職員複数で	15
担任(担当)一人で	2
自立活動担当一人で	1
その他	1
合 計	19

③ 合理的配慮の原案作成の時期

表 2-3 に示したとおり、原案作成の時期は「年度当初」が多数を占めた。

表2-3 合理的配慮の原案作成時期

(複数回答, n=19)

作成時期	回答数
年度当初	14
各学期始め	3
年度末	1
毎月	0
その他	4

④ 合理的配慮の情報共有の機会

合理的配慮の情報共有の機会の有無について尋ねた結果を表 2-4 に示した。機会を設けている学校は 18 校で、多くは学部会の場で共有の機会を持っていた(表 2-4-1)。

表2-4 合理的配慮検討・情報共有機会

機会の有無	回答数
機会がある	18
機会がない	1
合 計	19

表2-4-1 情報共有の機会

(複数回答, n=18)

機 会	回答数
学部会	10
職員会議	3
分掌部会	1
教育課程部会	1
その他	10

合理的配慮検討・実施上の課題を自由記述で尋ねた結果を表 2-4-2 に整理した。具体的な課題として、「合理的配慮の理解や教師の専門性向上」、「事例の共有」等が挙げられ、チームで合理的配慮を設定・検討する上での課題が残っていることが明らかになった。

表2-4-2 合理的配慮検討・実施上の課題

内 容
合理的配慮の理解／専門性向上
合理的配慮に関する分掌の在り方
支援シート等の計画への盛り込み方
合理的配慮に関する事例共有
対象者の実態とニーズとの整合性
対象者の個人差への対応
配慮設定の手順の明確化
保護者との合意形成

(3) 合理的配慮実施に関連する研究・研修の内容と方法及び研修ニーズ

① 合理的配慮設定の際の参考資料

合理的配慮を設定する際に参考とする資料について尋ねた結果を表 3-1 に示した。

表3-1 合理的配慮設定の参考資料 (複数回答, n=18)

項 目	回答数
対象者の実態情報	17
校内職員からの情報	14
外部専門家からの情報	14
対象者の生活環境の情報	13
学校の施設設備	12
教材教具 (ICT含む)	11
校内研究・研修の成果	11
書籍情報	10
web情報	7
その他	1

対象児の実態情報が17校と最も多く、同僚教員や外部専門機関からの情報(14校)、対象児の生活環境情報(13校)、学校の施設・設備に関する情報(12校)と続いた。

② 合理的配慮をテーマとした最近3年以内における校内研究の取組

合理的配慮をテーマとした最近3年以内における校内研究の取組の有無について尋ねた結果を表3-2に示した。研究については4校が学校全体や学部での「取組あり」と回答した。具体的なテーマとして「児童生徒が主体的に活動へ参加できる授業づくり」等が挙げられた(表3-2-1)。また、わずか2校ではあったが研究推進に際して「外部専門家との連携あり」とした学校があり、その連携先はいずれも本学であった。

表3-2 合理的配慮テーマの研究

研究の有無	回答数
取組がある	4
取組がない	15
合計	19

表3-2-1 研究のテーマ (自由記述, n=4)

テ ー マ
一人立ちにむけて生徒一人ひとりが主体的に学ぶための指導・支援の工夫 個々のニーズに応じたコミュニケーションの力を育てる支援の在り方 児童生徒が主体的に活動へ参加できる授業づくり～分かって動いてかかわって～ 自己理解を進め、社会と繋がる支援のあり方

③ 合理的配慮をテーマとした最近3年以内における校内研修の取組

合理的配慮をテーマとした最近3年以内における校内研修の取組の有無について尋ねた結果を表3-3に示した。11校が学校全体や学部等での「取組あり」とした。具体的なテーマとしては「合理的配慮に関する理解」や「合理的配慮の学校での提供について」等合理的配慮の基本的理解に関するものが複数挙げられていた(表3-3-1)。

表3-3 合理的配慮テーマの研修

研究の有無	回答数
取組がある	11
取組がない	7
未記入	1
合計	19

表3-3-1 研修のテーマ（自由記述, n=11）

テ マ	回答数
学校における合理的配慮についての理解	3
人権・同和教育	2
「分かる」「できる」授業づくりにおける支援（ICT・応用行動分析の活用等）	2
その他	3

④ 研究や研修を生かした配慮に関する事例

校内での研究や研修を生かして実施した具体的な合理的配慮の例を自由記述で求め、回答を表 3-4 に整理した。事例として、「学習にかかわるツールや空調・手すりをはじめとする環境整備」等具体的支援のほか、その他として「物理的・人的支援環境設定の際に校内で共通のポイントを設け、それを踏まえて対象児の実態に応じた支援環境を整備」といった、チームで合理的配慮の設定や検討を進める上で役立つ内容も挙げられていた。

表3-4 研究・研修を生かした配慮に関する事例

(自由記述, n=9)

内 容	回答数
具体的な支援	6
座席位置や空調等の環境整備	✓ (2)
自己理解やサインの出し方等学習内容設定	✓ (2)
情報保障	✓ (2)
保護者との連携（合意形成）	2
合理的配慮と基礎的環境整備の内容の整理	2
その他	1

()は内数

⑤ 外部専門家に対する合理的配慮に関する研修ニーズ

今後外部専門家等から受けてみたい研修テーマ（研修ニーズ）について、自由記述で得た回答結果を表 3-5 に示した。記述は 14 校からあり、「学校としての具体的な取組事例」(9 件)や「個別の指導・支援計画との関連づけ」(4 件)のほか、「合理的配慮の基本的理解」(3 件)等が挙げられており、特別支援学校にあっても、合理的配慮に関する基本的理解が十分に進んでいない現状が示唆された。

表3-5 受けてみたい研修のテーマ

(自由記述, n=14)

内 容	回答数
他校等の合理的配慮の具体的事例	9
個別の指導・支援計画への位置付け	4
合理的配慮の基本的理解	3
ICTの知識と活用	2
周囲の子どもたちへの障害理解	2
その他	2

(4) 小・中学校等への合理的配慮に関する情報提供

① 情報提供の有無

自校で取り組んでいる合理的配慮について、その情報を小・中学校等に提供しているか否かについて尋ねた結果を表 4-1 に示した。情報提供を「している」とした学校は 10 校で、約半数という結果であった。また、情報提供の対象校としては小・中学校が多く、高等学校も 3 件あった(表 4-1-1)。情報提供の方法としては「対象校を訪問」(7 件)、または「対象校の担当が来校」(6 件)が多かった(複数回答)。

表4-1 小・中学校等への合理的配慮情報提供

情報提供の有無	回答数
情報提供している	10
情報提供していない	9
合 計	19

表4-1-1 情報提供先

(複数回答, n=10)

提 供 先	回答数
幼稚園・保育所	3
小学校	8
中学校	7
高等学校	3
療育機関	3
その他	3

② 情報提供の内容

情報提供の内容について自由記述で回答を求めた結果を表 4-1-2 に示した。「合理的配慮をするための取り組み方」や「対象児に応じた支援の仕方」等が挙げられた。

表4-1-2 情報提供の内容

(複数回答, n=9)

内	容	回答数
合理的配慮をするための取組（仕組み等）		2
対象児の実態や実態に応じた支援の仕方		2
学習上の留意点や配慮事項等（教材や環境整備）		2
その他		5

4) まとめ

今回は特別支援学校を対象に調査を行った。対象児の実態情報等を共有しながら、複数の教師によって合理的配慮の原案を検討するなど、多くの学校でチーム力を発揮して児童生徒の合理的配慮を設定していた。一方で、合理的配慮という表現の浸透等が課題として挙げられていた。合理的配慮という言葉は、インクルーシブ教育システム構築の中で使われることが多いが、「障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」(国立特別支援教育総合研究所, 2014) ちと考えれば、特別支援学校で培われてきた各教科等の授業における配慮・工夫は合理的配慮と言うこともできる。今後さらに校内研究や研修を通して合理的配慮の意味するところの理解を深め、支援体制の充実を図っていくことの必要性が示唆された。

そして、今のところ約半数にとどまっている小・中学校への合理的配慮に関する情報提供を、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮するという観点からもさらに拡大していく必要があるのではないかと考える。

5) 文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告（概要）

安藤隆男（2001）自立活動における個別の指導計画の理念と実践 明日の授業を創造する試み．川島書店．

新潟県特別支援学校教頭会(2014)合理的配慮実践ガイドブック Vol.1.

※ 研究1の成果は、2018年9月22～24日に大阪国際会議場で開催された、日本特殊教育学会第56回大会でポスター発表した。

2. 小・中学校の各教科の授業等における合理的配慮の現状と課題

1) 問題と目的

授業等で合理的配慮を提供していくには、学校挙げての一貫した専門性のある支援体制(学校全体で当該児童生徒を支援していく力＝チーム力)が重要である。教員組織の特徴として個業性がある(安藤, 2001)という指摘がある中、インクルーシブな教育を推進するための学校のチーム力を高める方策を、研究・研修の視点から検討する必要がある。

そこで本研究では、小・中学校等において、障害のある児童生徒を含む特別な支援が必要な児童生徒への各教科の授業等における合理的配慮の提供に関する「学校のチーム力」を高めるためには、学校としてどのような研究・研修を行えばよいか、また、研究・研修に専門機関等がどのように学校と連携していけばよいかについて検討する。

研究1では、これまでも合理的配慮にかかわる取組を行ってきたと考えられる特別支援学校を対象にその現状と課題等を明らかにした。本稿はこれに引き続き、小・中学校を対象に合理的配慮の現状と課題、関連する研究・研修の内容と方法、研修ニーズについて調査した結果を報告する。

2) 方法

A県内の小・中学校のうち、研究協力可能と返信のあった24校の、特別支援教育コーディネーター(以下、特支Coと示す)を対象に、新潟県特別支援学校教頭会(2014)等を参考に作成した以下の内容で、郵送による質問紙調査を実施した。調査期間は2019年2月中旬～2月下旬である。なお、本調査実施にあたり、本学倫理審査委員会の承認を得た(承認番号2017-92)。

[主な調査内容]

- (1) 在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮提供の現状と課題。例えば対応分掌の有無や規定・マニュアルの有無、合理的配慮設定手続き、設定上の課題等。
- (2) 合理的配慮実施に関連する研究・研修の取組の有無、取組が有る場合の内容と方法(専門機関等との連携を含む)及び今後受けてみたい研修テーマ(研修ニーズ)等。

3) 結果と考察

本調査用紙を送付した小・中学校24校のうち20校の特支Coから回答が得られた。回収率は83.3%であった。

(1) 回答者及び学校の実態

回答者である特支 Co の Co 経験年数は、1～4 年がそれぞれ 3～4 人で、10 年以上の経験者も 3 人であった（表 1-1）。併任担当については、特別支援学級(自閉・情緒)が 11 人と最も多く、続いて特別支援学級(知的)の 3 人であった。通常の学級担任も 3 人含まれていた

表1-1 特支Co経験年数

年 数	人数
1年	3
2年	3
3年	4
4年	4
5年	0
5-9年	3
10年以上	3
合 計	20

表1-2 特支Co併任担当

担 当	人数
特別支援学級担任	15
自閉・情緒学級	[11]
知的障害学級	[3]
弱視学級	[1]
通常の学級担任	3
通級指導教室担当	1
教務主任	1
合 計	20

※ []は内数

(2) 在籍児童生徒への合理的配慮提供の現状(学校支援体制を含む)と課題

児童生徒の合理的配慮を検討する分掌の有無について、結果を表 2-1 に示した。「有り」と回答した学校は 13 校で半数を超えた。分掌の統括者の大半は特支 Co であった。分掌を構成するメンバとして、特支 Co のほか、管理職 (9 校)、養護教諭(7 校)、学年部(6 校)、生活(生徒)指導主事(4 校)などが含まれており、学校全体で検討している状況がみられた。

表2-1 合理的配慮を検討する分掌

有 無	校数
あ り	13
な し	7
合 計	20

表2-1-1 分掌の統括者

担 当 名	人数
特支Co	9
特支Co + 生活(生徒)指導主事	2
通級指導教室担当	1
校長	1
合 計	13

表2-1-2 分掌のメンバー

(複数回答 n=13)

担 当 名	度数
管理職(校長・教頭)	9
養護教諭	7
特別支援教育担当(特支Co含む)	6
学年部(主任含む)	6
生活(生徒)指導主事	4
学級担任	2

(3) 各校における合理的配慮に関するマニュアルの作成状況

各学校における、合理的配慮に関するマニュアルの作成状況については、「作成している」とした学校は1校にとどまった(表3-1)。

表3-1 合理的配慮マニュアル作成状況

作成の有無	校数
作成している	1
作成していない	19
合 計	20

(4) 個別の計画における合理的配慮に関する記述

個別の各種書類に合理的配慮を記述しているか否かについては、いずれかに「記述あり」とした学校が20校中17校で、うち「個別の指導計画」が9校、「個別の教育支援計画」が8校であった。

表4-1 個別の計画における合理的配慮の記述

記述の有無	校数
記述がある	17
個別の指導計画	[9]
個別の教育支援計画	[8]
記述がない	3
合 計	20

※ []内は内数

個別の書類における合理的配慮の記述欄について表 4-1-1 にまとめた。最も多かったのは「自立活動」の欄(11 校)で「各教科」の欄に載せているケースも多く見られた。また「合理的配慮」の欄を設定して記述しているケース(7 校)もあり、複数の欄に記述している学校も少なからずあることが伺えた。

表4-1-1 個別の計画における記述欄

(複数回答 n=11)

記 述 欄	度数
自立活動の欄	11
各教科の欄	8
合理的配慮の欄	7

合理的配慮の原案設定の方法について、担当者等が単独で行うとした学校は 12 校と特別支援学校(3 校)に比べ、単独で設定しているケースが多い結果となった(表 4-2)。

表4-2 合理的配慮原案設定の方法 (複数回答 n = 20)

設 定 方 法	度数
対象児に関わる担任が一人で設定	10
対象児に関わる教職員複数で設定	5
分掌のメンバーで設定	4
特別支援教育コーディネーターが一人で設定	2
その他(小学校からの引き継ぎ資料を参考に)	1

また、原案の設定時期については、年度当初と各学期のはじめがそれぞれ半数程度で、「必要に応じて」などを含めて年度内に複数回行っているケースがあることもうかがえた(表 4-3)。

表4-3 合理的配慮原案設定の時期 (複数回答 n=20)

設 定 時 期	度数
年度当初	11
各学期始め	10
毎月	0
前年度末	0
必要に応じて	3
6月頃	1
長期休業中に見直し・追記	1

合理的配慮の情報共有の機会を設けている学校は16校(表4-4)で、共有者は校内の教職員にとどまらず、保護者や医療・療育機関等校外の関係者にも及んでいた。また共有の機会としては、職員会議(9校)や学年部(9校)、個人面接(10校)など多くの場を利用していることが明らかになった(表4-1-1)。

表4-4 合理的配慮の情報共有者

情報共有者の有無	校数
情報共有者がいる	20
情報共有者がいない	0
合 計	20

表4-4-1 合理的配慮の情報共有者 (複数回答 n=20)

情 報 共 有 者 名		度数
校内	学年部	11
	教科担当	7
	全職員	6
	介助員	1
	特別支援部	1
	通級	1
	校外	保護者
教育委員会		4
医療機関		3
療育機関		2
特別支援学校		1
福祉機関		1

表4-5 情報共有の機会 (複数回答 n=20)

共有の機会	度数
個人面接	10
職員会議	9
学年会	9
支援会議	8
分掌会議	4
教科部会	2
その他	5

合理的配慮設定上の課題として、「情報の共有」、「具体的事例等の知識不足」等が挙げられ、チームで合理的配慮を設定・検討する上での課題があることも合わせて明らかになった。

(5) 合理的配慮実施に関連する研究・研修の内容と方法(専門機関等との連携を含む)及び研修ニーズ

まず、合理的配慮を設定する際に参考とする資料(複数回答)について表 5-1 に示した。対象児の実態情報が 19 校と最も多く、対象児の生活環境情報(15 校)、教材教具(11 校)と続いた。

表5-1 配慮設定の際に参考とする資料

(複数回答 n=20)

資料名	度数
対象児童生徒の実態	19
対象児童生徒の生活環境	15
学校の施設設備	11
教材・教具 (ICT等含む)	11
校内職員からの情報	9
外部専門家からの情報	9
書籍情報	8
校内研究や研修で得た情報	8
web情報	5
その他	1

合理的配慮を内容としたここ 3 年以内における校内研究・研修の取組について、研究に取り組んだ学校はなく、校内研修については、20 校中 8 校が「取組あり」とし(表 5-2)、具体的な内容としては「発達特性のある生徒の実態と対応」や「合理的配慮」そのもののほか、「特別支援教育の視点を生かした通常学級の授業づくり」等、特別支援教育の基礎や、合理的配慮の基本的理解に関するものが複数挙げられていた(表 5-2-1)。

表5-2 校内研修の取組

取組の有無	校数
取組がある	9
取組がない	11
合 計	20

表5-2-1 校内研修の内容（複数回答 n=9）

内 容	度数
支援が必要な子どもの実態と対応	3
合理的配慮について	2
ユニバーサルデザイン	2
その他	3
あたたかな学級づくり	[1]
特別支援教育や通級について	[1]
特支の視点による通常級の授業づくり	[1]

また、合理的配慮をテーマとしたここ3年以内における校外研修の参加については、13校が担任や特支 Co 等が「参加している」とした。具体的な内容としては「支援が必要な子どもの理解」や「授業のユニバーサルデザイン」等、校内研修と同じく合理的配慮の基本的理解に関するものや、授業づくりに関するものが複数挙げられていた。これらの校内外の研究・研修を受けることにより、合理的配慮の方法を具体的に設定するできた事例もあげられた。

表5-3 校外研修への参加

参加の有無	校数
参加している	13
参加していない	7
合 計	20

表5-3-1 校外研修の内容（複数回答 n=13）

内 容	度数
支援が必要な子どもの理解	3
合理的配慮について	2
ユニバーサルデザイン	2
その他	3
あたたかな学級づくり	[1]
特別支援教育や通級について	[1]
特支の視点による通常級の授業づくり	[1]

なお、合理的配慮に関する研修内容を実際の配慮設定に生かした事例について表 5-4 に整理した。

表5-4 研修を合理的配慮設定に生かした事例（複数回答 n=8）

事 例 の 具 体 的 内 容
具体的な合理的配慮の実施 （当該児童の在籍する学年の児童用椅子に消音用テニスボールをはめる。） （テスト時読み上げやフリガナ付き対応などをする。） （文字が見えにくい生徒について・大きさ・色・明るさ等を考えた教材を作成する。） （日常生活の中で聞いて理解するのが苦手な生徒にカードを使って行動のパターンを示す。） （弱視生徒に対してテストの時間増・問題の読み上げ・代筆などを行う。） （課題量を一人一人にあった量や質にする。） （指示語をより具体的に表現する。） （一つ一つコンパクトに指示する。） （交流学习で暴言・暴力が出る子に対して学習場所の変更をする。） （チェックリストを作成してできることから少しずつ行う。） 合理的配慮が必要な生徒とその周りの生徒との班編成や授業者の支援のあり方を検討 職員向け・全校児童向けに特別支援学校教員より講話の実施

※ （ ）内は実施された具体的な合理的配慮の内訳

今後外部専門家等から受けてみたい研修テーマ(研修ニーズ)については 10 校から回答があり、結果を表 5-5 に整理した。「通常の学級に在籍する支援が必要な子の合理的配慮」や「合理的配慮決定のプロセス」等が挙げられていた。今後は合理的配慮の具体だけでなく、チームで進める合理的配慮決定のプロセスを含め、表 5-5 にあるような、教員のニーズに合わせた研究・研修を行う必要があることがうかがえた。

表5-5 受けてみたい研修のテーマ（複数回答 n=10）

具 体 的 内 容
通常の学級に在籍する支援が必要な子への合理的配慮(3)
特別支援学級に在籍する支援が必要な子への合理的配慮
障害種別の合理的配慮(2)
授業に生かせる合理的配慮
5分で分かる合理的配慮
支援が必要な子の高校受験の在り方
周囲の子どもたちへの理解・啓発
合理的配慮の法的根拠
合理的配慮決定のプロセス
これまで行ってきた配慮との違い
その他（研修会講師の紹介）

※ （ ）内は回答数。無印は全て1件。

研修以外に合理的配慮に関する情報収集をしているか否かについて尋ねた結果を表 5-6 に示した。何らかの形で情報収集していた学校は 7 割に上った。

表5-6 合理的配慮の情報収集

情報収集の有無	校数
収集している	14
特に収集していない	6
合 計	20

情報収集源は近隣の小・中学校や特別支援学校が多く、次いで特別支援教育関係の書籍や web が多かった(表 5-6-1)。また情報収集の内容は、校内の対応全般から学力テストや運動会など行事のサポートまで多岐にわたっていた(表 5-6-2)。

表5-6-1 合理的配慮に関する情報収集源
(複数回答 n=14)

収集源	度数
近隣の小・中学校	8
特別支援学校	7
特別支援教育関連の書籍	6
特別支援教育関連のweb	6
福祉・療育機関	3
その他	2

表5-6-2 収集した情報の内容 (複数回答 n=6)

内 容
聴覚障害の理解と支援
学力テストでの配慮
運動会サポート
校内での対応の仕方
特総研の実践について
合理的配慮のための授業アイデア集の利用
合理的配慮について

特別支援学校での調査(研究1)の結果と比較すると、どちらの学校も、児童生徒の合理的配慮を設定しているほか、校内外の研修についても積極的な参加が見られた。しかし、小・中学校では、児童生徒に関わる担任や特支 Co が個人で配慮の内容を設定していることや、研修についても児童生徒に関わる教員個人での参加が多く、「チーム学校」としての課題はまだ残されている。今後小・中学校のチーム力向上を見すえ、特別支援学校や外部専門機関等の専門家を活用しつつ、研究・研修を通して情報収集を行う必要性が示唆された。

(文献)

安藤隆男(2001)自立活動における個別の指導計画の理念と実践 明日の授業を創造する試み. 川島書店.

新潟県特別支援学校教頭会(2014)合理的配慮実践ガイドブック Vol.1.

研究のまとめ

本研究では、小・中学校等において、障害のある児童生徒を含む特別な支援が必要な児童生徒への各教科の授業等における合理的配慮の提供に関する「学校のチーム力」を高めるためには、学校としてどのような研究・研修を行えばよいか、また、研究・研修に本学のような大学や教育委員会、特別支援学校等の専門機関がどのように学校と連携していけばよいかについて検討するために、2つの調査研究を実施した。

特別な支援が必要な児童生徒への授業等における合理的配慮を先んじて実施してきている特別支援学校では、合理的配慮検討・実施上の具体的な課題として、「合理的配慮の理解や教師の専門性向上」、「事例の共有」等が挙げられ、チームで合理的配慮を設定・検討する上での課題が残っていることが明らかになった。また、合理的配慮をテーマとした最近3年以内における校内研究の取組の有無について尋ねた結果、研究については20校中4校が学校全体や学部での「取組あり」と回答した。具体的なテーマとして「児童生徒が主体的に活動へ参加できる授業づくり」等が挙げられた。同じく、合理的配慮をテーマとした最近3年以内における校内研修の取組の有無について尋ねた結果11校が学校全体や学部等での「取組あり」とした。具体的なテーマとしては「合理的配慮に関する理解」や「合理的配慮の学校での提供について」等合理的配慮の基本的理解に関するものが複数挙げられていた。前述の通り、特別支援学校ではこれまで授業計画を作成するに当たって、個に応じたさまざまな配慮・工夫を検討し、盛り込んできているが、そのことと合理的配慮の関係についての理解を深める研修が行われている様子が見えてきた。また、自校で取り組んでいる合理的配慮について、その情報を小・中学校等に提供しているか否かについて尋ねたところ、情報提供を「している」とした学校は10校で、約半数という結果であった。特別支援学校には、障害のある児童生徒に対する配慮・工夫の蓄積やチームで授業を行うチームティーチングの実績があり、また地域の特別支援教育に関するセンター的機能を発揮するよう求められているが、小・中学校等にはそのことがあまり知られていない可能性がある。今後小・中学校等において合理的配慮を充実させていくためには、特別支援学校がセンター的機能を発揮するべく、まずは自己PR（提供可能な情報の発信等）を積極的に行っていく必要があると考えられる。

一方小・中学校等においては合理的配慮設定に向けた体制整備がある程度行われており、およそ2/3の学校で合理的配慮検討に関する分掌が「ある」と回答していた。このことから学校としての体制を整備し、学校全体で＝チーム力を生かして合理的配慮を進めようとしている様子が見えてきた。ただ、合理的配慮に関するマニュアル等が

ほとんどない中で、合理的配慮設定上の課題として、「具体的事例等の知識不足」等が挙げられ、加えて「情報の共有」等チームで合理的配慮を設定・検討する上での課題がまだあることも合わせて明らかになった。合理的配慮を内容とした校内研究・研修の取組について、「研究」に取り組んだ学校はなかったものの、「研修」については、20校中8校が「取組あり」とし、具体的な内容としては「発達特性のある生徒の実態と対応」や「合理的配慮」そのもののほか、「特別支援教育の視点を生かした通常学級の授業づくり」等、特別支援教育の基礎や、合理的配慮の基本的理解に関するものが複数挙げられていた。インクルーシブ教育システム構築が叫ばれている中、校内研究として取り上げた学校はなかったものの、校内研修で合理的配慮を取り上げて校内の教職員＝チームのメンバーに周知を図ろうとしている様子が見えてきた。

学齢期の子ども全体においてはその数が減少していく傾向がある一方で、特別な支援の必要な子どもは増加している（文部科学省，2018）。また支援が必要な子どもの多くが小・中学校等の通常の学級で学ぶインクルーシブ教育の構築が進みつつある中で、小中学校等においては研修の機会設定に加えて、学校全体の研究テーマとして「合理的配慮」を取り上げ、その成果を在籍する支援が必要な児童生徒に還元していく必要がある。そのための方策の一つとして、地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、具体的な事例に関する情報だけでなく、チームで合理的配慮を検討していくための情報共有の手続き等についても必要な資料を得ることが重要であろう。

なお、筆者（研究代表者）は本学の出前講座実施者にエントリーし、「チームで進める特別支援教育」をテーマに教育現場のニーズに対応している。最近では地域の小学校や高等学校から講座開催を求められるようになり、合わせて特別支援学校からは「合理的配慮の理解」をテーマとした研究会開催の要請もきている。今後もこのようなテーマの講座や研修会には積極的に対応していきたいと考える。さらに2019年度から本学の学部授業「特別支援教育基礎」と「特別支援教育概論」がコアカリキュラムとして位置付けられた。これらの授業を通して教員養成段階においても「特別支援教育」や「インクルーシブ教育システム」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等についての理解を深められるようにし、小中学校等の現場に出た際に、チームでインクルーシブな教育を推進し、在籍する児童生徒の合理的配慮を検討できるような能力を身に付けられるようにしていきたいと考える。

（文献）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2018）行政事業レビュー公開プロセス特別支援教育就学奨励費負担等説明資料。